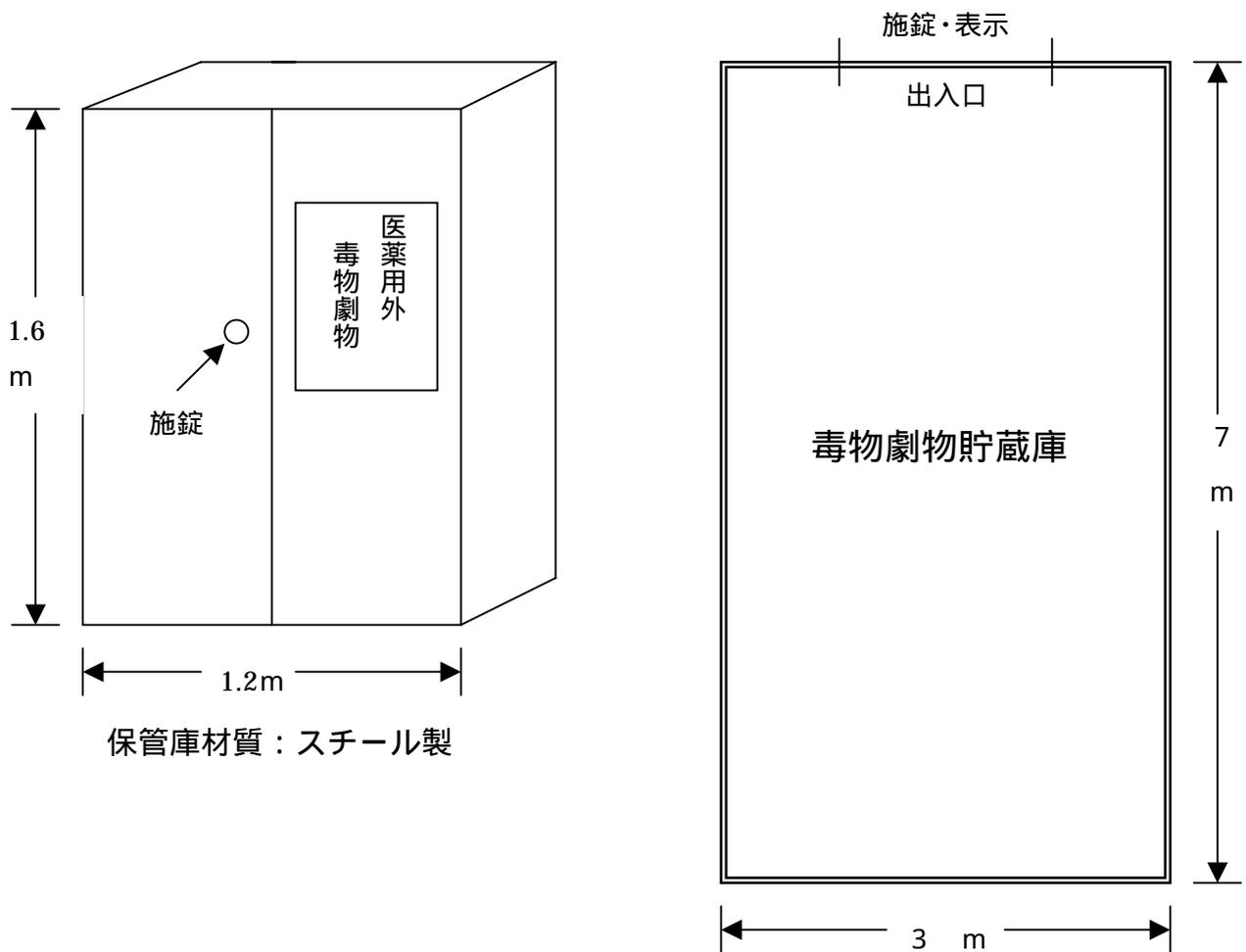


## < 貯蔵設備の概要図 記載注意事項 >

- (1) 施錠設備及び「医薬用外毒物、劇物」の表示が確認できるものであること。
- (2) 保管庫又は、床、壁の材質について明確に記入すること。
- (3) 出入口が複数ある場合、各々の施錠、表示箇所を図示すること。

## < 記載例 >

### 貯蔵設備の概要図



床、壁の材質：コンクリート